

(仮称) 富士市こども総合計画の策定について

こども未来部こども未来課

1 概要

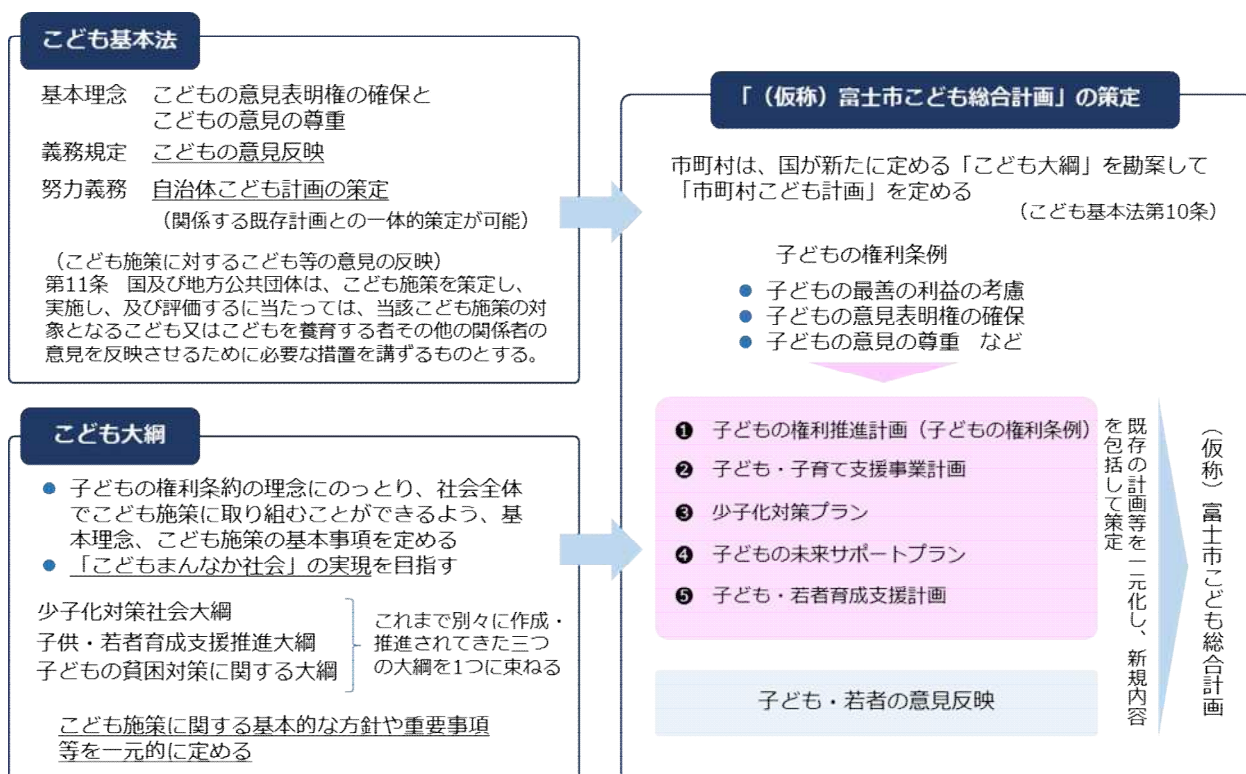
- 子どもの権利を基盤とする子どもに関する施策を総合的に推進するため、富士市子どもの権利条例第25条において、推進計画の策定について規定している。
- 令和5年4月1日施行のこども基本法では、地方自治体には国の「こども大綱」を勘案して市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられている。
- 条例に規定する子どもの権利を保障する「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、子どもという存在を一体的に捉え、子どもに関する様々な施策について、子どもの権利保障の観点から総合的かつ計画的に推進するための(仮称)富士市こども総合計画を策定する。
- 本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「第三期子ども・子育て支援事業計画」の改定時期に合わせ、以下の計画等を統合するものである。

<統合する計画等(根拠法令)>

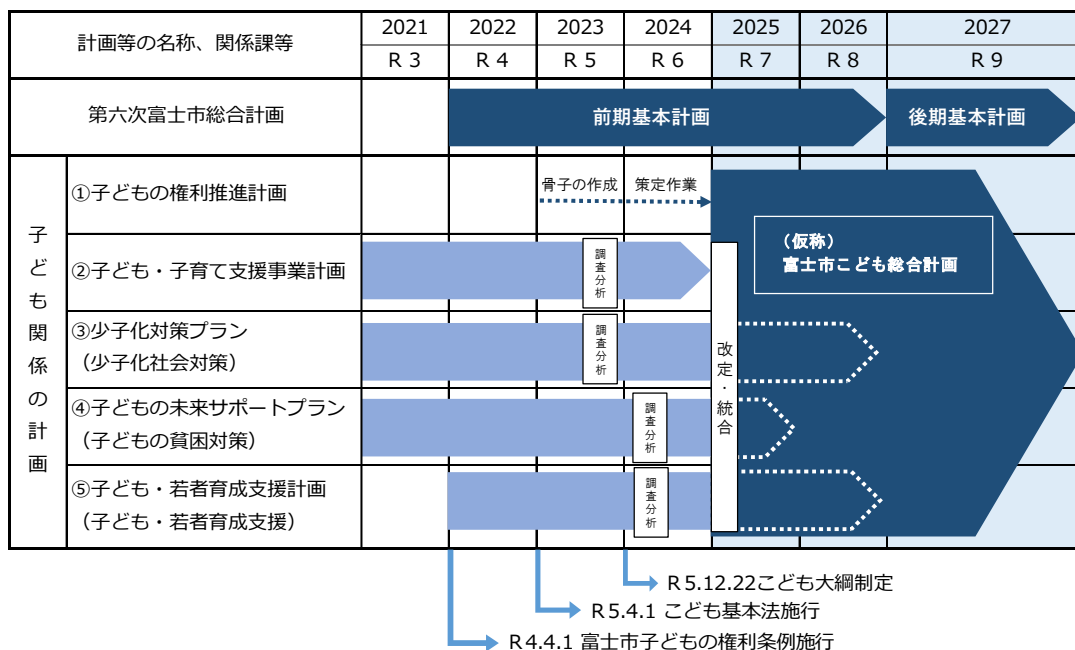
- (1) 子どもの権利推進計画(子どもの権利条例、こども基本法)
- (2) 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)
- (3) 少子化対策プラン(少子化社会対策基本法)
- (4) 子どもの未来サポートプラン(子どもの貧困対策の推進に関する法律)
- (5) 子ども・若者育成支援計画(子ども・若者育成支援推進法)

<「(仮称) 富士市こども総合計画」策定の全体像>

※参考資料 1-1「(仮称)富士市こども総合計画骨子案」第1章に該当



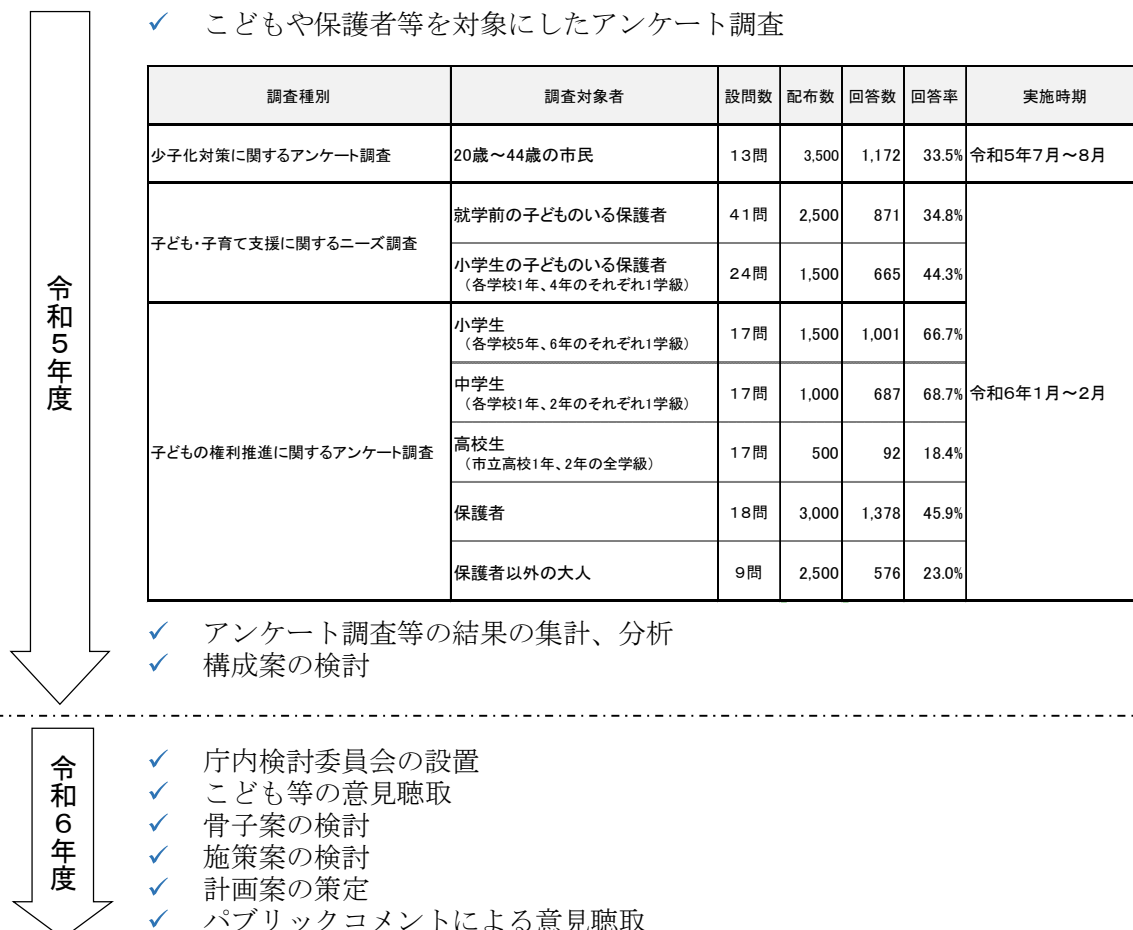
<計画の統合スキーム>



2 計画期間

令和7年度から令和11年度まで（5か年度）

3 策定に向けた取組



4 こども施策を推進するための基本的な考え方について

市では、これまで、いじめや虐待、貧困、不登校など子どもを取り巻く課題に対応しながら、子育て・保育・教育などのこども施策を実施してきました。

今後は、こども基本法や富士市子どもの権利条例の理念にのっとり、従来のこども施策に加えて、子ども自身が権利の主体として自分らしく成長できるよう、子ども自身の考え方を大切にしながら、子どもの育ちを直接支えていく考えを採り入れた施策を実施していくことが必要です。

本計画では、子どもを権利の主体として位置付け、子どもをまんやかに据えて、次の事項を基本としてこども施策の展開を図ります。

【こども施策を展開するに当たっての基本的事項】

- (1) 富士市子どもの権利条例の理念を具現化し、実践する
- (2) 子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまちの実現に取り組む

§ 富士市子どもの権利条例（抜粋）

（目的）

第1条 全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

（子どもにとって大切な権利）

第3条 子どもが健やかに成長し、及び発達していくために、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 子どもがかけがえのない存在として、その命が大切にされ、年齢及び発達にふさわしい環境の下、一人ひとりの個性が尊重され、安心して成長し、及び発達することができること。
- (2) 子どもが自分の思い、考え又は意見を自由に表明することができ、それらが子どもの年齢、成長及び発達に応じて受け止められ、尊重されること。
- (3) 子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。
- (4) 子どもが人種、性別、障害その他の子ども又はその家庭の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

- (3) 富士市民憲章、児童憲章の理念を実践する
- (4) 法律・組織の縦割りによらず、子どもという存在を一体的に捉え、子どもの権利保障の観点から総合的かつ計画的に「子どもに届く」施策を展開する
- (5) 若い世代が結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現でき、すべての人がいきいきと安心して子どもを生み育てることができるよう支援する
※ 結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることのないよう十分留意する
- (6) 全てのこども・若者をライフステージを通して切れ目なく支援する
- (7) 計画の策定・推進に当たっては、こども・若者の意見を聴き、反映する
- (8) 第六次富士市総合計画と整合を図る
- (9) 富士市教育振興基本計画と連携を図る

5 基本理念（案）について

基本理念については、富士市子ども・子育て会議において、事務局（こども未来課）から富士市子どもの権利条例の前文や第1条の目的などについて説明した後、委員から意見シートを通して個別提案していただく形で意見聴取を行った。

(1) 意見聴取を行った背景

- 5月17日開催の富士市子ども・子育て会議において、委員から、
 - どのような子どもにやさしいまちをつくるのか様々なことを豊富にイメージできるよう委員の中で共有した方がよい
 - どのような富士市にしたいのかを考えた上で、基本目標を設定し、事務事業をぶら下げることを考えてみる必要があるとの意見があり、会議後に、委員等から基本理念等についての個別提案を募ることとなった。

(2) 子ども・子育て会議委員からの基本理念についての個別提案

- ✓ 子ども一人ひとりが その子らしく成長できるまち
- ✓ 子どもにやさしいまち
- ✓ こどもの幸福度日本一のまち
- ✓ 日本一子育てがしやすいまち
- ✓ 地域が子育てを応援するまち
- ✓ こどものための半径500mデザイン
- ✓ 安心して夢を語れる 子どもにやさしいまち
- ✓ こどもに関わる人にやさしい
- ✓ すべての子どもにやさしいまち
- ✓ どんな子どもも決してひとりにはしないまち
- ✓ 子どもと共に生きるまち
- ✓ 心折れかけた子どもとつながり続けるまち
- ✓ 子どもが生きていることを実感できるまち
- ✓ 子ども支援の多いまち

(3) 庁内検討会議での検討

上記の子ども・子育て会議委員の個別提案等を勘案し、庁内検討会議において基本理念案について検討を行った。

【検討を行った際のキーワード】

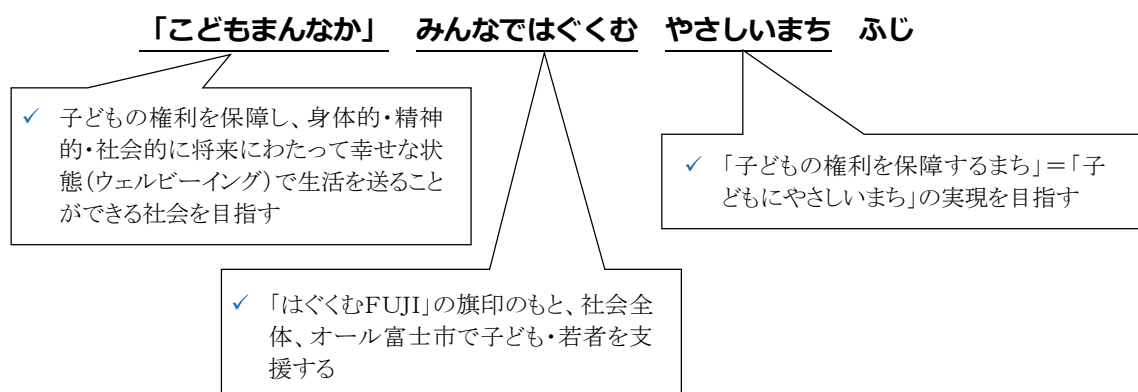
- ✓ 子どもにやさしいまち
- ✓ こどもまんなか社会
- ✓ 子どもの権利を保障
- ✓ 誰一人取り残さない
- ✓ 全ての子ども・若者
- ✓ 社会全体で
- ✓ 地域全体で
- ✓ 安心して
- ✓ 自分らしく
- ✓ はぐくむF U J I



【基本理念（案）】

「こどもまんなか」 みんなではぐくむ
やさしいまち ふじ

(4) 基本理念（案）への思い



6 基本目標について

※参考資料 1-2「(仮称)富士市子ども総合計画基本目標の設定について(案)」参照

基本目標については、国の子ども大綱を勘案しつつ、本市における「こども施策を推進するための基本的な考え方」に則り、基本理念（案）をふまえ、次のとおり設定することとした。

- ・大項目、中項目とも子どもの権利保障、子どもの居場所づくりの推進など、子どもの権利条例を保有する自治体の強みを活かした設定としている。
- ・5つ柱である大項目の設定については、法律や組織の縦割りによることなく、支援の目的ごとに設定している。
- ・中項目の設定については、全てのこども・若者をライフステージを通して切れ目なく支援するよう設定している。
- ・それぞれの基本目標については、富士市子ども・子育て会議の審議での意見を基にしており、特に大項目については「どのようなまちにしたいか市民がイメージできる」ように表現している。

《 用語説明 》

「こども」

こども基本法では、ひらがなで「こども」と表記し、「心身の発達の過程ある者という（法第2条）」と定義づけている。年齢の上限は明記せず、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

「こどもまんなか社会」

すべてのこども・若者が、憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、おかれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を指す。

「こども施策」

こども基本法第2条で定義されている。「こども施策」は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる。「こどもに関する施策」とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指す。「一体的に講ずべき施策」とは、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する施策を指す。

「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。

(仮称)富士市こども総合計画骨子案

第1章 計画の基本的な考え方

- (1) 計画策定の背景・目的
- (2) 計画の位置付け・他の計画との関連
- (3) 計画期間
- (4) 計画の対象

第2章 こどもと家庭を取り巻く状況・課題

- (1) こども施策をめぐる動き
 - ① 国の動向
 - ② 市の動向
- (2) 富士市の状況
 - ① 統計データからみる富士市の状況
 - ② アンケート調査からみる富士市の状況
- (3) こどもへの意見聴取

第3章 施策の方向

- (1) 計画を推進するための基本的な考え方
- (2) 計画の基本理念 (案)「こどもまんなか」 みんなではぐくむ やさしいまち ふじ
- (3) 計画の基本目標
- (4) 施策の体系

第4章 計画の展開

- (1) 基本目標と取組の方向性

基本目標1 子どもの主体性を尊重し、自分らしい育ちを支える まち

- ・ 子どもの権利の保障
- ・ 子ども・若者の多様な声を反映させる仕組みづくり

基本目標2 誰一人取り残さずに子ども・若者を支える まち

- ・ 子ども・若者の居場所づくりの推進
- ・ 困難な状況にある子ども・若者への支援
- ・ 子ども・若者の発達・成長に応じた支援
- ・ 若者の自立と社会参加の支援

基本目標3 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境が充実した まち

- ・ 子どもの主体性を尊重した幼児教育・保育、学校教育環境の整備
- ・ 質の高い子ども・子育て支援サービスの充実
- ・ 子ども・子育て支援事業計画の推進

基本目標4 切れ目なく子どもの育ちと家庭を支え、安心して子どもを生み育てることができる まち

- ・ 若い世代が結婚・妊娠・出産、子育ての希望が実現できる環境づくり
- ・ 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
- ・ 仕事と家庭を両立できる環境づくり

基本目標5 地域全体で子ども・若者・子育てを支える まち

- ・ 地域全体で子ども・若者・子育てを支える環境づくり
- ・ 安全・安心な社会環境の整備

参考資料No.1-2
を参照

- (2) ライフステージ別の取組

第5章 計画の評価と推進体制

- (1) 計画の評価
- (2) 計画の推進体制
- (3) 子ども・若者の意見反映
- (4) モニタリング指標

参考資料

参考資料

コラム

(仮称)富士市子ども総合計画基本目標の設定について(案)

(仮称)富士市子ども総合計画骨子案の第4章「計画の展開」に定める基本目標(大項目と中項目)についてまとめたもの。

参考資料No. 1-2

国　こども大綱		富士市					
基本方針		基本理念	基本目標(大項目)	基本目標(中項目)	想定される基本施策	ステージ	子ども・子育て会議委員からの意見
1	こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	「こどもみんなではぐくむやさしいまちふじ」	1　子どもの主体性を尊重し、自分らしい育ちを支えるまち	(1)　子どもの権利の保障	・子どもの権利の周知・啓発、理解の促進 ・子どもの意見表明・参加の促進 ・子どもの権利侵害の防止、相談・救済	ライフステージを通して	・一人ひとりの個性が尊重されて生き生きと育ってほしい ・様々な場面で、子どもの気持ちをまずは確認することがあたりまえとなるような市にしたい ・子どもへの感謝と敬意 ・助けてあげる、守ってあげる対象(存在)として子どもをとらえるのではなく、一人の人格を持つ権利の主体として子どもをとらえていくことが大事だと考えます。子ども一人ひとりを個人として尊重し、子どもの意見をじっくり聞く場、子どもが自分の意見をはっきり言える場を、様々な場で設定していくべきだと思います ・子どもと既に関わっている人だけでなく、それ以外の人にもインタビューしていくことも大事。字面のいい言葉を並べても仕方ないので、富士市のリアルな言葉で計画を作る
				(2)　子ども・若者の多様な声を反映させる仕組みづくり	・子どもの多様な意見を聴く ・子どもの多様な意見の反映		
2　子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく	2　誰一人取り残さずに子ども・若者を支える　まち		(1)　子ども・若者の居場所づくりの推進	・安全・安心に過ごすることができる居場所づくり ・学習支援の充実 ・遊び・体験機会の充実	ライフステージ別	・誰もが、なりたい自分を見つけ、それに向かって自分らしく失敗を繰り返しながら、挑戦し続けるようになってほしい ・安心して「助けて」と人に頼ることができる(自立)力を育むとともに、そうした環境(自分らしくいられる居場所)を作りたい ・すべての子ども(様々な生活環境、多様な特性の子どもも漏れの無いように)を意識した計画・施策にしたい ・貧困は右肩上がりからの高止まり、ひとり親家庭の増加、右肩上がりの虐待、増え続ける不登校、何より子どもの自死の多さ ・全国的に言える事ですが、子どもに関わる関係各所同士の横のつながりを紡ぐことがなかなかできていない	
			(2)　困難な状況にある子ども・若者への支援	・生活困窮家庭への支援 ・不登校の子どもへの支援 ・ひとり親、多子世帯への支援 ・養育支援体制の整備 ・外国にルーツを持つ子ども・若者への支援 ・非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 ・ヤングケアラーへの支援 ・ひきこもり、非行、若年無業者への支援 ・児童虐待の防止 ・体罰、いじめの防止 ・相談体制の充実 ・支援ネットワークの形成 ・その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援			
			(3)　子ども・若者の発達・成長に応じた支援	・発達に課題や障害がある子ども・若者への支援 ・特別な支援を要する子どもへの教育の充実 ・福祉と教育の連携による切れ目のない支援 ・学習障害児に対する支援の充実			
			(4)　若者の自立と社会参加の支援	・若者の自己形成への支援 ・社会の変化に対応できる力の育成 ・若者の自立を育む多様な交流の促進 ・若者の職業的自立と就労支援 ・困難を抱える若者の自立に向けた支援 ・若者を取り巻く社会環境の健全化			
3　子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する	3　子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境が充実した　まち		(1)　子どもの主体性を尊重した教育・保育環境の整備	・子どもの主体性を尊重した幼児教育・保育、学校教育の環境整備 ・学校における体験機会の提供	ライフステージ別	・学校・家庭・地域が連携して、親が孤立しないようみんなで子育てを応援していけるシステムを構築してもらいたい ・家庭や地域、学校も、子どもたちと互恵的に学び合い、いつまでも成長し続けたい ・画一的な教育ではなく、長所は伸ばし、苦手には寄り添う教育ができると良いと思います	
			(2)　質の高い子ども・子育て支援サービスの充実	・就学前教育の充実(はじめの100ヵ月育ちビジョン) ・幼児教育・保育サービスの充実 ・幼児教育・保育の質の向上 ・幼児教育・保育、学校教育環境の整備 ・円滑な保育施設の受入れ環境の充実(年度途中入所) ・全ての乳幼児の学びや体験の充実 ・保育園・幼稚園・認定こども園等から小学校への円滑な接続 ・放課後児童対策 ・食育の推進			
(3)　子ども・子育て支援事業計画の推進			・子ども・子育て支援事業計画の概要について ・教育・保育の提供区域の設定 ・量の見込みと提供体制の確保方策(教育・保育、地域子ども・子育て支援事業) ・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容				
5　若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路　あいろ　の打破に取り組む	4　切れ目なく子どもの育ちと家庭を支え、安心して子どもを生み育てることができる　まち		(1)　若い世代が結婚・妊娠・出産、子育ての希望が実現できる環境づくり	・結婚、妊娠・出産、子育てに夢を持てる環境づくり ・結婚に対する取組支援 ・若者の経済的基盤の安定と雇用対策 ・若い世代の移住定住支援	ライフステージ別	・子どもが幸せだと感じるためには親が子育てすることに幸せを感じられるようになることが大切 ・子どもをすこやかにはぐくんでいくためには、それにかかわる大人たちが優しい気持ちで子どもと関わることが大事だと考えるので、「子どもに関わる人にやさしい」ことも大事にしたい ・医療費(任意予防接種含む)の無料化 ・ハブになるべき小学校の校庭が放課後には使えず、子供が集まることができない	
			(2)　安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	・安心して妊娠・出産・育児ができる環境整備 ・地域全体で支える子育て ・子育てしやすい環境づくり ・子育て家庭の経済的負担の軽減 ・子育て支援活動を支える人材の確保及び資質の向上			
			(3)　仕事と家庭を両立できる環境づくり	・子育て支援に取り組む企業への支援 ・妊娠・出産、子育てをしながら働き続けることができる環境づくり ・男女がともに協力して子育てできる環境づくり ・女性が活躍できる環境づくり			
6　施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する	5　地域全体で子ども・若者・子育てを支える　まち		(1)　地域全体で子ども・若者・子育てを支える環境づくり	・地域における子育て応援 ・地域における子ども・若者の健全育成活動の促進 ・地域ネットワークづくりの推進	ライフステージを通して	・ご近所の皆さんのこどもを支えようという意識が大切 ・経済的な貧困以上につながりの貧困が課題 ・地域や隣人同士での関わりが希薄になっている現代では、子育てを家庭内で完結させなければならないと思ひ込みやすい。地元を離れている人など、祖父母に協力を頼めない人は、特に子育てに困難を感じやすいと思う ・歩道が狭い、段差があるなどでベビーカーの通行に支障があり、「やさしい道路」でない箇所が多い。また、スクールゾーン(グリーンベルト)の拡充や整備もお願いしたい ・特に地域とのつながりが希薄な人については、妊娠中から切れ目なく、地域とのつながりや子育て支援に関する情報が得られるようにしてほしい	
			(2)　安全・安心な社会環境の整備	・子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 ・防犯・事故予防、防災の推進 ・有害環境等への対応			

○富士市子どもの権利条例

令和 4 年 3 月 3 0 日
条 例 第 1 7 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 子どもにとって大切な権利（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 子どもの権利の保障（第 5 条－第 8 条）
- 第 4 章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止（第 9 条－第 1 1 条）
- 第 5 章 子どもの居場所づくり（第 1 2 条）
- 第 6 章 子どもの権利の普及（第 1 3 条－第 1 5 条）
- 第 7 章 子どもの意見表明及び参加（第 1 6 条・第 1 7 条）
- 第 8 章 子どもの権利の侵害からの救済（第 1 8 条－第 2 4 条）
- 第 9 章 施策の推進（第 2 5 条）
- 第 1 0 章 雑則（第 2 6 条）

附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のように高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。

子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。人種、性別又は障害の有無などによって差別されることなく、学校に行けない、又は行かないことによって取り残されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、あらゆる差別、虐待や体罰、いじめから守られ、大人の愛情と理解のもと、失敗や成功を繰り返し、明日に向かって健やかに育つことができます。子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもは、自分の意見が尊重され、周りの人からの愛情や信頼を実感することによって、自信を持ち、自分自身を大切に育ち育ちが育まれます。そして、様々な経験を通して、自分と同じように他の人を思いやることや、社会の一員としての役割を自然と身に付けていきます。

大人は、子どもの力を信じるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止めます。

大人は、常に子どものこうした心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

子どもと大人は、共に社会をつくり、幸せを分かち合うパートナーです。それぞれの役割のもと、協力し合いながら成長することが必要です。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にする子どもにやさしいまちをつくることを宣言し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18 歳未満の者で、市内に居住し、通学し、通所するものその他市内で活動するものをいい、これらの者と同等にこの条例が適用されることが適当であると市長が認める者を含みます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護するものをいいます。

- (3) 育ち学ぶ施設 次に掲げる施設をいいます。
ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設
イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校又は各種学校
ウ ア及びイに掲げるもののほか、子どもが育ち、及び学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設
- (4) 市民等 次に掲げるものをいいます。
ア 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
イ 市内に事務所を有する法人その他の団体
- (5) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいいます。

第2章 子どもにとって大切な権利

（子どもにとって大切な権利）

第3条 子どもが健やかに成長し、及び発達していくために、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 子どもがかけがえのない存在として、その命が大切にされ、年齢及び発達にふさわしい環境の下、一人ひとりの個性が尊重され、安心して成長し、及び発達することができること。
- (2) 子どもが自分の思い、考え又は意見（以下「意見等」といいます。）を自由に表明することができるが、それらが子どもの年齢、成長及び発達に応じて受け止められ、尊重されること。
- (3) 子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。
- (4) 子どもが人種、性別、障害その他の子ども又はその家庭の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

（他者の権利の尊重）

第4条 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとします。

第3章 子どもの権利の保障

（家庭における権利の保障）

第5条 保護者は、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にするよう努めるものとします。
- 4 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとします。
- 5 保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

（育ち学ぶ施設における権利の保障）

第6条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
- 3 施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、市その他関係機関に支援を求めることができます。

（地域における権利の保障）

第7条 市民等は、地域が子どもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

- 2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。
- 3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
- 4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことをいつでも市に提案すること

ができます。

- 5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

(市による権利の保障)

第8条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関わる施策を推進しなければなりません。

- 2 市は、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止

(虐待及び体罰の防止等)

第9条 保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰だけでなく、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってはけません。

- 2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければなりません。

3 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

- 4 市は、虐待を防止するため、保護者がその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めなければなりません。

(いじめの防止等)

第10条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめの防止及び早期発見に努めなければなりません。

- 2 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、いじめを受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

(子どもの貧困の防止)

第11条 市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困問題に取り組むよう努めなければなりません。

第5章 子どもの居場所づくり

第12条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもがありのままの自分であることができ、安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

- 2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもの居場所づくりに当たり、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

第6章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めるものとします。

(富士市子どもの権利の日)

第14条 市は、富士市子どもの権利の日を設け、その周知を図るとともに、必要な取組を行うものとします。

- 2 前項の富士市子どもの権利の日は、11月20日とします。

(子どもの権利の学習等への支援)

第15条 市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

- 2 市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、共通の認識を持てるよう、必要な支援に努めるものとします。

第7章 子どもの意見表明及び参加

(子どもの意見表明及び参加)

第16条 市、施設関係者及び市民等は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

- 2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信)

第17条 市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施

策又は取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとします。

第8章 子どもの権利の侵害からの救済

(富士市子どもの権利救済委員の設置)

第18条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員の定数は、3人以内とします。

3 救済委員は、次条に規定する救済委員の職務の遂行について利害関係がなく、子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。

4 救済委員は、任期を3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができます。

6 市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動に関する相談員を置きます。

(救済委員の職務)

第19条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。

(3) 前号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関以外の者に是正等の措置を講ずるよう要請すること（以下「是正要請」といいます。）を提言すること。

(4) 第2号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関に是正等の措置を講ずることを提言し、又は関係する市の機関における子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

(救済の申立て)

第20条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、市長に対し、救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に居住する子どもに関するもの

(2) その他の子どもに関するもの（救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限りません。）

(救済委員の役割等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、子どもの意見等を聴き、子どもの最善の利益を図るよう努めるものとします。

2 救済委員は、子どもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力し、及び連携するよう努めるものとします。

(救済委員に対する協力)

第22条 市及び施設関係者は、救済委員の独立性を尊重し、その活動に協力しなければなりません。

2 保護者及び市民等は、救済委員の活動に協力するよう努めるものとします。

(是正要請等の尊重)

第23条 市長は、救済委員から第19条第3号の規定による提言があった場合は、関係する市の機関以外の者に対する是正要請をするものとします。

2 前項に規定する是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

3 市長は、第1項に規定する是正要請を受けた者に対し、その是正のために講じた措置について、報告を求めるものとします。この場合において、市長は、その内容について救済委員に報告するものとします。

4 市長は、救済委員から第19条第4号に規定する提言又は意見表明があった場合は、これらを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

5 市長は、前項の措置について、救済委員に報告するものとします。

(活動状況の報告)

第24条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市長は、それらを公表するものとします。

第9章 施策の推進
(推進計画)

第25条 市は、子どもに関する施策を進めるに当たり、推進計画を定めるものとします。

2 市は、子ども、市民等及び富士市子ども・子育て会議条例（平成27年富士市条例第15号）に規定する富士市子ども・子育て会議の意見を聴いて、前項の推進計画を策定し、必要に応じて、その内容を見直すものとします。

3 市長は、第1項の推進計画の実施状況について検証するため、富士市子ども・子育て会議に諮るものとします。

第10章 雑則
(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○富士市民憲章

富士に生きるわたくしたちは、歴史と伝統をうけつぎ、明日にむかって、豊かな産業と文化のまちづくりをすすめるため、

1. 富士山のように 広く 思いやりの心もち たがいに助け合います。
1. 富士山のように 美しく 自然を愛し きれいな環境をつくれます。
1. 富士山のように 高く 教養を深め 視野のひろい市民となります。
1. 富士山のように たくましく 働くよろこびをもち 健康な家庭をつくれます。
1. 富士山のように 強く 正しく きまりを守り 平和で安全な社会をつくれます。

○児童憲章

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

子ども・子育て会議委員からの意見について

(1) 計画において、本市の基本理念（目指すまちの姿）のご提案をお願いいたします。

- 子ども一人ひとりが その子らしく成長できる 子どもにやさしいまち
- こどもの幸福度日本一のまち
- 日本一子育てがしやすいまち
- 地域が子育てを応援するまち
- こどものための半径 500m デザイン
- 安心して夢を語れる 子どもにやさしいまち
- こどもに関わる人にやさしい
- 子ども支援の多い街
- すべての子どもにやさしいまち
- どんな子どもも決してひとりにはしないまち
- 子どもと共に生きるまち
- 子どもを学校の呪縛から解き放つまち
- 心折れかけた子どもとつながり続けるまち
- 子どもが生きていることを実感できるまち

印象に残ったキーワード
「子どもにやさしい」
「地域とのつながり」

(2) (1) に込めた思いを記入してください。

- 他児と比べるのでは無く、一人ひとりの個性が尊重されて生き生きと育てほしい。
- OECD の国際調査によっても日本のこどもの精神的な幸福度は常に下位にあり、こどもの幸福度をあげるという視点が重要です。さらに、こどもが幸せだと感じるためには親が子育てすることに幸せを感じられるようになることが大切です。そんな社会を実現するためには、こどもと親の困り感に寄り添い、今以上に子育て環境を整えて、学校・家庭・地域が連携して、親が孤立しないようみんなで子育てを応援していけるシステムを構築してもらいたいと思います。
- 小学校低学年が一人で外出を認める際に、親が出していいと思える範囲はせいぜい徒歩 5 分圏内で、約 500m。いわゆる“近所”といえる領域。これから取り組む様々な施策において、この“近所”という領域でそのことが達成できるかを点検していきたい。近所で実現できることで、ご近所の皆さんがこどもを支えようという意識が芽生え、その総和がただの計画で終わらせず、日本全体の子育てを支える基礎になると思う。
- 誰もが、なりたい自分を見つけ、それに向かって自分らしく失敗を繰り返しながら、挑戦し続けるようになってほしい。
- 家庭や地域、学校も、子どもたちと互恵的に学び合い、いつまでも成長し続けたい。
- 安心して「助けて」と人に頼ることができる（自立）力を育むとともに、そうした環境（自分らしくいられる居場所）を作りたい。

「家庭、地域、学校の連携」
「一人ひとりの個性を尊重」
「自分らしくいられる場所」
「子どもに関わる人にやさしいまち」

- こども自身が生きやすいまちを目指すことは大前提。こどもがこもらしく楽しく過ごすためには、大人のサポートは欠かせない。こどもをすこやかにはぐくんでいくためには、それにかかわる大人たちが優しい気持ちでこどもと関わることが大事だと考えるので、「こどもに関わる人にやさしい」ことも大事にしたい。
- 子どもへの支援があれば家庭格差・医療格差が少なくなるから
- 様々な場面で、子どもの気持ちをまずは確認することがあたりまえとなるような市にしたい。
- 経済的な貧困以上につながるの貧困が課題。それを解消してあげたい。子ども施策=〇〇支援になりがち。支援する側・される側ではなく、共生の関係性を。学校の評価が悪かったらダメな人間と思わされる環境を抜本的に変えたい。切れ目のない支援とよく言うが切れ目だらけ。これを解消する実践をしたい。こどもが生き生きとしていない。未来を背負わせる前に今を生きている実感を。

(3) (1) を達成するために、大切にしたい考えを記入してください。

- 画一的な教育ではなく、長所は伸ばし、苦手には寄り添う教育ができると良いと思います。(現場の先生方は苦心されていると思いますが…)
- 助けてあげる、守ってあげる対象(存在)としてこどもをとらえるのではなく、一人の人格を持つ権利の主体としてこどもをとらえていくことが大事だと考えます。こども一人ひとりを個人として尊重し、こどもの意見をじっくり聞く場、こどもが自分の意見をはっきり言える場を、様々な場で設定していきたいと思います。
- 方法論としてデザイン思考をベースに進めたい。こどもと既に関わっている人だけでなく、それ以外の人にもインタビューしていくことも大事。字面のいい言葉を並べても仕方ないので、富士市のリアルな言葉で計画を作る。
- 条約や条例に書かれていること。子どもへの感謝と敬意。関係各所の信頼関係と目指す子ども及び社会の姿等、理念の共有。
- 地域や隣人同士での関わりが希薄になっている現代では、子育てを家庭内で完結させなければならないと思ひ込みやすい。地元を離れている人など、祖父母に協力を頼めない人は、特に子育てに困難を感じやすいと思う。支援センターやこれからの「誰でも通園制度」などはある程度の助けにはなると思うが、積極的に利用しようとする人にしか、届かない支援だと思う。親が孤立する前に、支援を必要とする前に、子育てに関わる人を皆巻き込むような能動的な施策が必要だと考える。
- 医療費(任意予防接種含む)の無料化
- まずは子どもに関わる大人の意識を変えていくこと。すべての子ども(様々な生活環境、多様な特性の子どもも漏れの無いように)を意識した計画・施策にしたい。
- 子どもには育つ道すじがある。乳児期=基本的信頼、幼児期=自律性、児童期=自発性、学童期=勤勉性、思春期=アイデンティティ。このことを徹底的に、保育士・教員に学習

させたい。同時に、時代の変化、社会の変化も認識させたい。貧困は右肩上がりからの高止まり、ひとり親家庭の増加、右肩上がりの虐待、増え続ける不登校、何より子どもの自死の多さ。教育現場に福祉思想を浸透させ、意識改革を図りたい。

(4) 日頃、子育てや子ども・若者に関わる中で、本市の課題について感じていることを記入してください。

- 歩道が狭い、段差があるなどでベビーカーの通行に支障があり、「やさしい道路」でない箇所が多いです。また、スクールゾーン（グリーンベルト）の拡充や整備もお願いできればと思います。
- 国家百年の計は教育にありという言葉もあるように、次世代のこどもを育てることは富士市にとっても最重要な課題です。そのためにも、教育にもっとお金をかけることが大事だと思います。教育に責任をもっているのは親や学校だけではなく、市民一人ひとりであることを自覚することで、子育てを他人事ととらえなくなると思います。そのためにも、今以上に地域の学校、幼稚園、保育園を地域みんなで応援できる体制を早急に整えていただきたいと思います。
- 土地利用について山側へ広がり続け、成り行き任せの都市計画、緩慢すぎる中心地誘導で車社会へ助長し、これら近視眼的な決断の積み重ねによる住みにくさが定着した車優先のまちづくり計画と子供たちに優しくない歩道設計と公園配置、結果としてお年寄りにも優しくない。公園配置については特に、公園と集合住宅のセットでの設計もしくは学校近隣での集合住宅という計画がないために低い公園の利用率・効率低下が起きている。またハブになるべき小学校の校庭が放課後には使えず、子供が集まることができない。
- 全国的に言える事ですが、子どもに関わる関係各所同士の横のつながりを紡ぐことがなかなかできていない。子どもたちのために使う予算が足りない。
- 子育て支援をしよう・利用しようとした人以外には情報が行き届いていないように感じる。特に地域とのつながりが希薄な人については、妊娠中から切れ目なく、地域とのつながりや子育て支援に関する情報が得られるようにしてほしい。
- 近隣の市では子どもに掛かる医療費は無料化になっているが富士市ではまだなっていない。
- 中学生、高校生をみると10年前と比較しても非常に精神的に幼い印象がある。当然のように子ども自身が感じるべき“自分が人生の主体者”といった意識が多くの子どもが持てていないように感じる。子ども自身が選択し、決定をする仕組みづくりを市として講じる必要があるのではないか。
- 福祉と教育がまったく連携していない上に、子どもに関わるのは学校が主、児童福祉が従という意識が教育委員会・学校にも児童福祉行政にもあるのではないか。子どもの権利条例を定めた本市、子どもの豊かな育ちを保障するのは児童福祉行政で、学校はその

ための補完機関に過ぎないという意識での連携・協働をするべき。学校のお粗末な子ども対応の尻拭いを福祉行政がするような悪循環をいい加減、断ち切りたい。